

重要事項説明書  
(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

## 1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人陽成会
代表者氏名	理事長 廣瀬 正典
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛媛県今治市拝志1番26号 0898-47-0008
法人設立年月日	平成5年4月12日

## 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

## (1) 事業所の所在地等

事業所名称	定期巡回 ヒロセ
介護保険指定 事業所番号	3890200771
事業所所在地	愛媛県今治市喜田村6丁目4番20号
事業所の通常の 事業の実施地域	富田地区

## (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 及び 運営の方針	<p>居宅要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事を目的とします。</p> <p>（1）要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。</p> <p>（2）関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
----------------------	--

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間

## (4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間

## (5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 小池 理恵	
職	職務内容	人員数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名
計画作成責任者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行います。	常勤 1名以上 オペレーター、 訪問介護員兼務
オペレーター	1 利用者又はその家族等からの通報に対応します。 2 計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員と密接に連携し、利用者の心身の状況等把握に努めます。 3 利用者又はその家族に対し、相談及び助言を行います。 4 事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整を行います。 5 訪問介護員等に対する技術的指導等のサービスの内容の確認を行います。	常勤 1名以上 訪問介護員兼務
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	必要数
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	常勤 1名以上 訪問介護員兼務
訪問看護との連携等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護業務の一部を、連携先の訪問看護事業所と連携し、以下の業務内容を委託しています。 (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書作成におけるアセスメント及びモニタリングの実施 (2) 随時対応サービス対象者のサービス提供における連絡体制の確保 (3) その他必要な指導及び助言	必要数

## 3 提供するサービスの内容及び費用について

## (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成	1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3 計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。 4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行います。

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の内容	1	利用者又はその家族に対する相談、助言等を行います。
	2	利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等を行います。
	3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。
	4	利用者からの随時の連絡に対応した排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護看護を行います。
	5	主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等を行います。

## (2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類、その他貴重品などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## (3) 介護保険給付サービス利用料金

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型）

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額			看護を利用する場合
			1割負担	2割負担	3割負担	
要介護1	5,446	54,460円	5,446円	10,892円	16,338円	訪問看護事業所に 2,961単位を支払い
要介護2	9,720	97,200円	9,720円	19,440円	29,160円	
要介護3	16,140	161,400円	16,140円	32,280円	48,420円	
要介護4	20,417	204,170円	20,417円	40,834円	61,251円	
要介護5	24,692	246,920円	24,692円	49,384円	74,076円	同様に3,761単位

※ 月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合日割り日額を乗じた利用料となります。

※ （訪問看護サービスを行う場合）居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定します。また、居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合については、所定単位数の100分の98を乗じて得た単位数を算定します。

## (4) 加算料金等

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算もしくは減算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	300円	30円	60円	90円	1日につき
総合マネジメント 体制加算	1,200	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円	1月につき

同一建物減算 1	-600	-600 円	-600 円	-1,200 円	-1,800 円	1 月につき
通所利用減算 1 (要介護 1)	-62	-620 円	-62 円	-124 円	-186 円	通所介護等を利用した日数
(要介護 2)	-111	-1110 円	-111 円	-222 円	-333 円	
(要介護 3)	-184	-1840 円	-184 円	-368 円	-552 円	
(要介護 4)	-233	-2330 円	-233 円	-466 円	-699 円	
(要介護 5)	-281	-2810 円	-281 円	-562 円	-843 円	
介護職員等処遇改善加算 (I 口)	所定単位数の 27.8%	左記の単位数	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数 (所定単位数) ※介護職員等処遇改善加算を除く
口腔連携強化加算	50	500 円	500 円	1,000 円	1,500 円	回数につき

- ※ 初期加算は、当事業所の利用を開始した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 通所サービス利用時の調整 (1 日につき)  
通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、又は認知症対応型通所介護を利用している利用者は、所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に以下の単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とします。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、1 月につき 600 単位が減額となります

## (5) 夜間対応型を利用する場合

算定名称	基本単位
基本夜間訪問サービス費	989 単位/月 定額 (要介護 1~要介護 5)
定期巡回サービス費	372 単位/回
随時訪問サービス費 (I)	567 単位/回
随時訪問サービス費 (II)	764 単位/回 (2 人の訪問介護員等により訪問する場合)

- ※ 提供時間
  - ・夜間帯 (18:00~翌 8:00) のみサービス提供
  - ・8:00~18:00 までの時間帯については指定訪問介護 (看護) を利用
- ※ 加算不可な算定
  - ・初期加算
  - ・総合マネジメント体制強化加算
  - ・口腔連携強化加算等
- ※ 減算の算定
  - ・通所介護 (デイサービス) を利用した際の減算はなし

## 4 利用料、利用者負担額の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日頃から利用者にお渡し又は郵送します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等	ア 請求月の末日迄に、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

## 5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に説明いたします。
- (3) サービス提供は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に基づいて行います。なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 6 衛生管理等

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 7 緊急時の対応方法について

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、

利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

協力医療機関	1	医療機関名 所在地 電話番号 診療科目	広瀬病院 愛媛県今治市喜田村6丁目5番1号 0898-47-0100 外科・内科・整形外科・リハビリ科・放射線科
	2	医療機関名 所在地 電話番号 診療科目	広瀬クリニック 愛媛県今治市拝志3番1号 0898-47-3111 外科・内科・整形外科・リハビリ科・放射線科
主治医		医療機関名  氏名  電話番号	
家族等緊急連絡先		氏名  住所  電話番号  勤務先	続柄

## 8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際してとった処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 9 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

## (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地 愛媛県今治市喜田村6丁目4番20号 電話番号 0898-47-5552 受付時間 8:30-17:30
今治市役所 介護保険課	電話番号 0898-36-1526 ファックス番号 0898-32-5211 所在地 今治市別宮町1丁目4番地1号 本庁第2別館1階 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分まで (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
愛媛県 国民健康保険団体 連合会	電話番号 089-968-8700 (代表) ファックス番号 089-965-3800 所在地 愛媛県松山市高岡町101番地1号 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時00分まで (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

## 10 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	令和8年3月26日
【第三者評価機関名】	運営委員会にて実施 (社) 愛媛県社会福祉協議会
【評価結果の開示状況】	施設入口に掲載予定

## 11 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>ア 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない</p>

	<p>限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用い ません。</p> <p>イ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記 録物については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際 にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその 内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加また は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の 達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際 して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	--

### 1.3 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法について

- (1) 利用者から合鍵を預かる必要のある場合は、書面によりその取扱い方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名を得ます。
- (2) 預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管します。
- (3) 合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行います。

### 1.4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。  
虐待防止に関する担当者： 小池 理恵
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

### 1.5 心身の状況の把握

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

### 1.6 居宅介護事業者との連携

- ① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居

宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

#### 1.7 地域との連携について

- ① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センターの職員等により構成される協議会（以下、「介護・医療連携推進会議」といいます。）を設置し、概ね6月に1回以上、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議の評価を受けます。
- ② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、①の評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表します。

#### 1.8 サービス提供の記録

- ① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はそのサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 1.9 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 2.0 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

#### 2.1 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事務所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。

感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

## 2.2 ハラスメント対策

業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動または優越的な関係を背景とした言動により、職員の環境が害されることを防止します。その内容は、利用者及び家族が事業者の職員に対して行う。暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 2.3 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、地域密着型サービスに係る各市町村条例の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	愛媛県今治市喜田村6丁目4番20号
	法人名	医療法人陽成会
	代表者名	理事長 廣瀬 正典
	事業所名	定期巡回 ヒロセ
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	
身元保証人	住所	
	氏名	(続柄 )

この重要事項説明書は、令和 8年 1月 1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和 8年 4月 1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和 8年 6月 1日より施行する。